

平成30年度 下半期  
四国中央市水道事業  
業務状況説明書

平成30年10月 1日から  
平成31年 3月31日まで

四国中央市水道局

## 目 次

平成 30 年度下半期（平成 30 年 10 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日）の  
業務の状況

1	事業の概況 .....	1
2	経理の状況 .....	1
	予算の執行状況 .....	1
	(1)収益的収入及び支出 .....	1
	(2)資本的収入及び支出 .....	1

予算の概要及び事業の経営方針

3	予算の概要及び事業の経営方針 .....	2
---	----------------------	---

## 1 事業の概況

給水件数 39,427件(平成31年3月31日現在)

年間総給水量 10,525,788 m<sup>3</sup>

1日平均給水量 28,838 m<sup>3</sup>

主な建設改良事業(消費税込み)

中田井浄水場等更新整備・運営事業(更新整備業務) 1,551,117,600円

中田井配水池系耐震配水本管布設工事 287,019,000円

中田井浄水場等更新整備・運営事業モニタリング支援業務 23,314,320円

## 2 経理の状況

予算の執行状況

### (1)収益的収入及び支出

科目	予算額 (A) 円	執行済額 (B) 円	執行率 (B/A) %
営業収益	1,842,148,000	1,856,999,342	100.8
うち給水収益	1,818,000,000	1,825,006,920	100.4
営業外収益	362,627,000	329,352,787	90.8
特別利益	30,000	0	0.0
収入合計	2,204,805,000	2,186,352,129	99.2
営業費用	1,798,321,000	1,709,750,163	95.1
営業外費用	214,697,000	182,760,091	85.1
特別損失	303,000	4,840	1.6
予備費	2,475,000	0	0.0
支出合計	2,015,796,000	1,892,515,094	93.9

### (2)資本的収入及び支出

科目	予算額 (A) 円	執行済額 (B) 円	執行率 (B/A) %
補助金	182,280,000	182,280,000	100.0
企業債	3,503,800,000	1,892,500,000	54.0
負担金	282,387,000	282,100,767	99.9
工事負担金	4,500,000	4,124,251	91.7
固定資産売却代金	395,000	0	0.0
収入合計	3,973,362,000	2,361,005,018	59.4
建設改良費	4,149,333,720	2,111,340,040	50.9
企業債償還金	778,247,000	778,245,701	100.0
負担金	160,620,000	150,075,174	93.4
予備費	3,460,000	0	0.0
支出合計	5,091,660,720	3,039,660,915	59.7

### 3 予算の概要及び事業の経営方針

(総則)

第1条 平成31年度四国中央市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水件数	39,505 件
(2) 年間総給水量	10,506,000 m <sup>3</sup>
(3) 一日平均給水量	28,705 m <sup>3</sup>
(4) 主な建設改良事業	

- ア 中田井浄水場等更新整備・運営事業
- イ 中田井配水池系耐震配水本管布設工事
- ウ 柳瀬水系導水管取水施設補強更新工事

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水道事業収益	2,166,000 千円
第1項 営業収益	1,836,990 千円
第2項 営業外収益	328,980 千円
第3項 特別利益	30 千円
支 出	
第1款 水道事業費用	2,034,500 千円
第1項 営業費用	1,825,876 千円
第2項 営業外費用	205,255 千円
第3項 特別損失	303 千円
第4項 予備費	3,066 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額822,600千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額159,295千円及び過年度分損益勘定留保資金663,305千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	1,962,400 千円
第1項 補助金	100,680 千円
第2項 企業債	1,600,000 千円
第3項 負担金	256,453 千円
第4項 工事負担金	4,500 千円
第5項 固定資産売却代金	767 千円
支 出	
第1款 資本的支出	2,785,000 千円
第1項 建設改良費	1,887,989 千円
第2項 企業債償還金	740,892 千円

第3項 負担金	152,029千円
第4項 予備費	4,090千円
(債務負担行為)	

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
中田井配水池系配水本管赤之井踏切推進立坑築造事業	平成31年度から 平成32年度まで	50,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
生活基盤施設耐震化等事業	千円 1,600,000	証書借入又は証券発行。借入時期は、平成31年度中とする。ただし、工事の進捗状況等により起債の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。	年5.0%以内	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は低利債への借換えをすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 248,346千円

(2) 交際費 10千円

(他会計からの補助金)

第10条 小富士長津地区統合簡易水道整備事業費に充当するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、5,300千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、20,000千円と定める。